

# 災害により被災した学生に対するご支援のお願い

中央大学ではこれまで、東日本大震災、熊本地震などの災害発生時において、被災地域出身の学生の修学機会を保障するために奨学金給付などの経済支援を行ってまいりました。熊本地震の際は、皆さまのご支援により11名の学部生に奨学金を給付し、このうち8名の4年生がこの春社会へ巣立つことができました。

この経済支援の資金調達のため、本学では同時に募金活動も実施いたしましたが、このたび、今後同様の災害発生時における学生支援を迅速に行えるよう、「自然災害等被災学生への奨学金支援募金」活動を恒常的に実施することとし、ここに、会員をはじめとした関係者の皆さまにご協力をお願いするところです。

どうか意欲ある中央大学の学生たちに、温かい支援の手を差し延べていただきますよう、心よりお願い申し上げます。

2017年4月 学校法人 中央大学

## 学生支援（奨学金等）の概要

### 支援内容

中央大学経済援助給付奨学金（災害による被災者対象）等の給付

### 奨学金給付対象者

以下の要件をすべて満たす、学部生・大学院生・専門職大学院生（休学中または休学を予定している学生は除く）

- (1) 災害発生時、災害救助法が適用された市区町村に家計支持者が居住していること
- (2) 当該災害により、家計支持者が居住する住家（借家を含む）について、市町村役場等発行の罹災証明書の罹災状況が「全壊」・「大規模半壊」であること

※ 家庭の年収、学業成績による給付制限はありません。

### 奨学金給付金額

罹災状況	給付金額
「全壊」・「大規模半壊」	当該年度に納入すべき学費の1/2相当額（学費に充当） 学部：授業料、施設設備費、実験実習料 大学院：在学料、施設設備費、実験実習料、特別研究指導料 専門職大学院：在学料、施設設備費

## 「自然災害等被災学生への奨学金支援募金」のご案内 (中央大学サポーターズ募金)

### 募金概要

#### ■ 募金目的

自然災害等により被災した学生に対する奨学金給付の資金調達のため

#### ■ 募金方法

会員、学生父母、本学役員、教職員、篤志家および法人に趣意書を配布、あるいは本学ホームページ等で周知し、賛同者から寄付を募ります。

#### ■ 募集期間

2017年4月11日～

#### ■ 寄付金額

個人：一口1万円、法人：一口10万円

ただし、金額にかかわらずありがたくお受けいたします。

※ 法人からのご寄付につきましては、別途お問い合わせください。

## 寄付申込み・払込み方法

### ■ 本学所定振込用紙での申込み

本学所定の払込取扱票（振込通知書）をご利用ください。この用紙は郵便局・銀行の共通用紙です。郵便局および取りまとめ銀行本支店での振込は手数料がかかりません。

また、この払込取扱票が寄付申込書にもなりますので、氏名・住所・生年月日等、必要事項のご記入をお願いいたします。なお、払込取扱票は、ゆうちょ銀行・郵便局の払込機能付き ATM でもご利用いただけます。

### ■ インターネットでの申込み（クレジットカード、コンビニ、インターネットバンキング、自動振替の決済）

本学の WEB ページから「募金のご案内」にお進みいただき、「インターネットからのお申込み」の「中央大学 WEB 募金」から申込み手続きを行ってください。または、右記 QR コードをスマートフォン等で読み込み、お手続きください。



その際、寄付の種類と使途（対象事業）は「自然災害等被災学生への奨学金支援（中央大学サポーターズ募金）」をご選択ください。

## 寄付金に対する税制上の優遇措置

本学に対する 2 千円を超えるご寄付は、税制上の優遇措置（寄付金控除）を受けることができます。

### ■ 所得税

税額控除制度と所得控除制度のうち、寄付者がどちらか有利な方を選択できます。

#### <税額控除>

1 月 1 日から 12 月 31 日までの寄付金総額（年間総所得の 40% が上限）から 2 千円を差し引いた額の 40% 相当額が、その年の所得税額から控除されます（控除対象額は所得税額の 25% が上限）。

#### <所得控除>

1 月 1 日から 12 月 31 日までの寄付金総額（年間総所得の 40% が上限）から 2 千円を差し引いた額が、その年の課税所得から控除されます。

いずれの制度の場合も控除手続は、寄付をした年の所得にかかる確定申告（翌年の 2 月中旬から 3 月中旬）で行っていただくこととなります。なお、控除手続に必要な「寄付金額収証」と「税額控除に係る証明書（写）」および「特定公益増進法人であることの証明書（写）」は寄付金の入金確認され次第、お送りいたします。

### ■ 個人住民税

お住まいの都道府県、市区町村の条例で本学に対するご寄付を個人住民税の寄付金税額控除の対象に指定している場合があります。この場合、確定申告の際に住民税の寄付控除を併せて申告することにより、ご寄付いただいた翌年の 1 月 1 日現在の住所地における個人住民税から控除されることとなります。

なお、東京都、小金井市、狛江市、八王子市、武蔵野市からは、条例により、個人住民税の寄付金税額控除の対象に指定されております。

詳細につきましては、お住まいの都道府県、市区町村にご確認ください。

## 寄付者芳名の発表

寄付者の芳名と寄付金額を、寄付者の同意のもと、卒業生向け広報誌に掲載させていただきます。

芳名の掲載にあたりましては、寄付者の個人情報保護のため、適切かつ慎重に対応しています。

芳名掲載の可否については、払込取扱票（兼寄付申込書）、WEB 申込みフォームの中でご指示ください。ご指示のない場合は、個人情報保護のため「匿名」発表とさせていただきますので、ご了承ください。

## 個人情報の保護

「個人情報の保護に関する法律」を受けて、本学でも「中央大学個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を制定し、寄付者の個人情報の適切な保護に努めています。

### 中央大学 募金推進事務局

2017.04

〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1

TEL : 042-674-2442 FAX : 042-674-2435

E-Mail : bokin@tamajs.chuo-u.ac.jp

URL : <http://www.chuo-u.ac.jp/>